

介護予防・日常生活支援総合事業

趣旨とサービスの流れについて

平成28年3月24日 東郷町役場長寿介護課

本日のスケジュール

13:30			14:20	5 介護予防・生活支援サービスの基準と指定	
13:35	長寿介護課長挨拶			6 サービス基準と指定	
	1 新しい総合事業の趣旨	介護予防係 森本		7 介護予防マネジメントについて	
13:40	2 新しい総合事業制度上の枠組み			8 総合事業サービス費用の請求について	介護保険係 杉本
	3 総合事業サービス利用の流れ	介護予防係 大澤		9 その他	
13:55	4 東郷町が実施する介護予防サービス事業			14:50	質疑応答
14:10	質疑応答		15:30	終了	
	休憩				



1 新しい総合事業の趣旨



総合事業の背景 ニーズの増大と人材不足

■ 今後の生活支援ニーズの拡大と人材不足

◎ 今後、生活支援ニーズは拡大していく

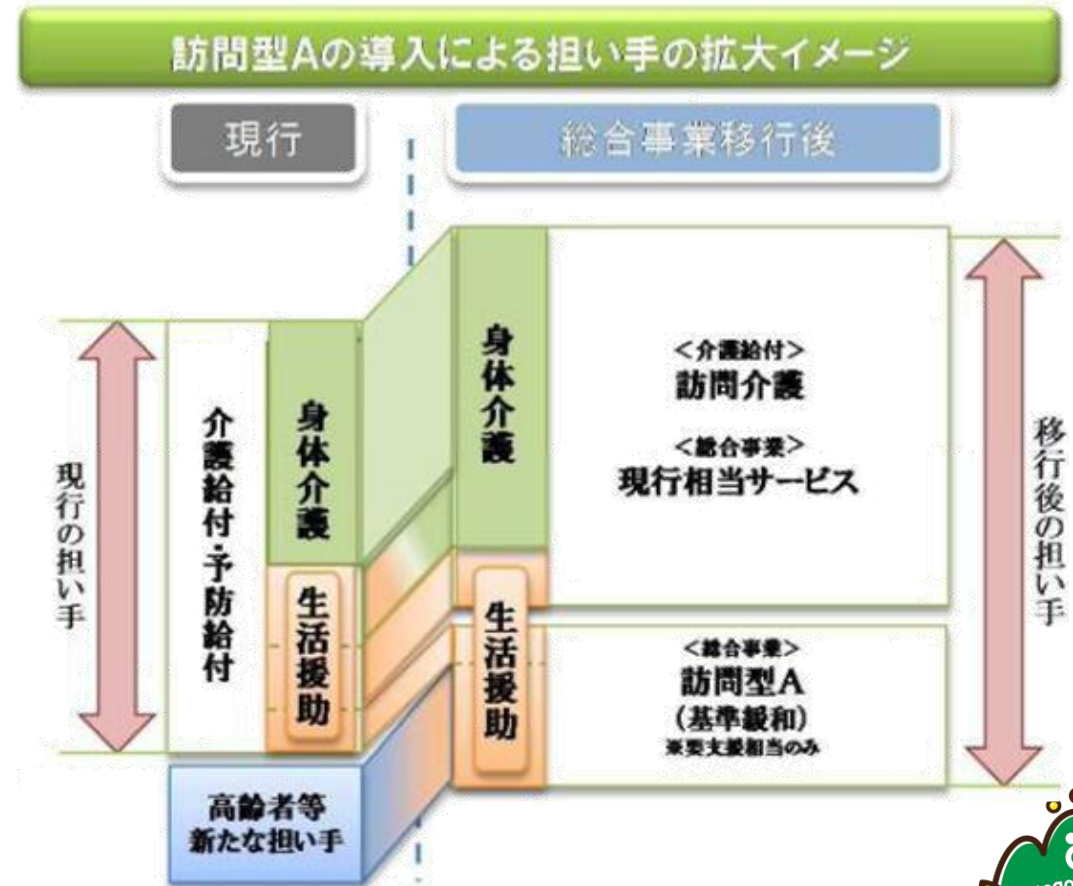
予防給付の対象者は、身体介護ではなく、調理・買い物・洗濯・掃除等の生活支援を必要とするケースが大半。
今後、高齢者の単身・夫婦のみ世帯が増加するのに伴い、生活支援ニーズはこれまで以上に拡大していく。

◎ 生活支援ニーズの増加に対してホームヘルパーを中心に介護人材が不足する

今後、認定者が増加する一方で、担い手である生産年齢人口は減少していく。増大する生活支援ニーズに対し、その大部分を従来通りホームヘルパーが担っていくことは人材面で立ち行かない状況になっていくことが予想される。

◎ 中重度の在宅要介護者を支える人材も強化が必要 →ホームヘルパーはより専門性の高い「身体介護」へ

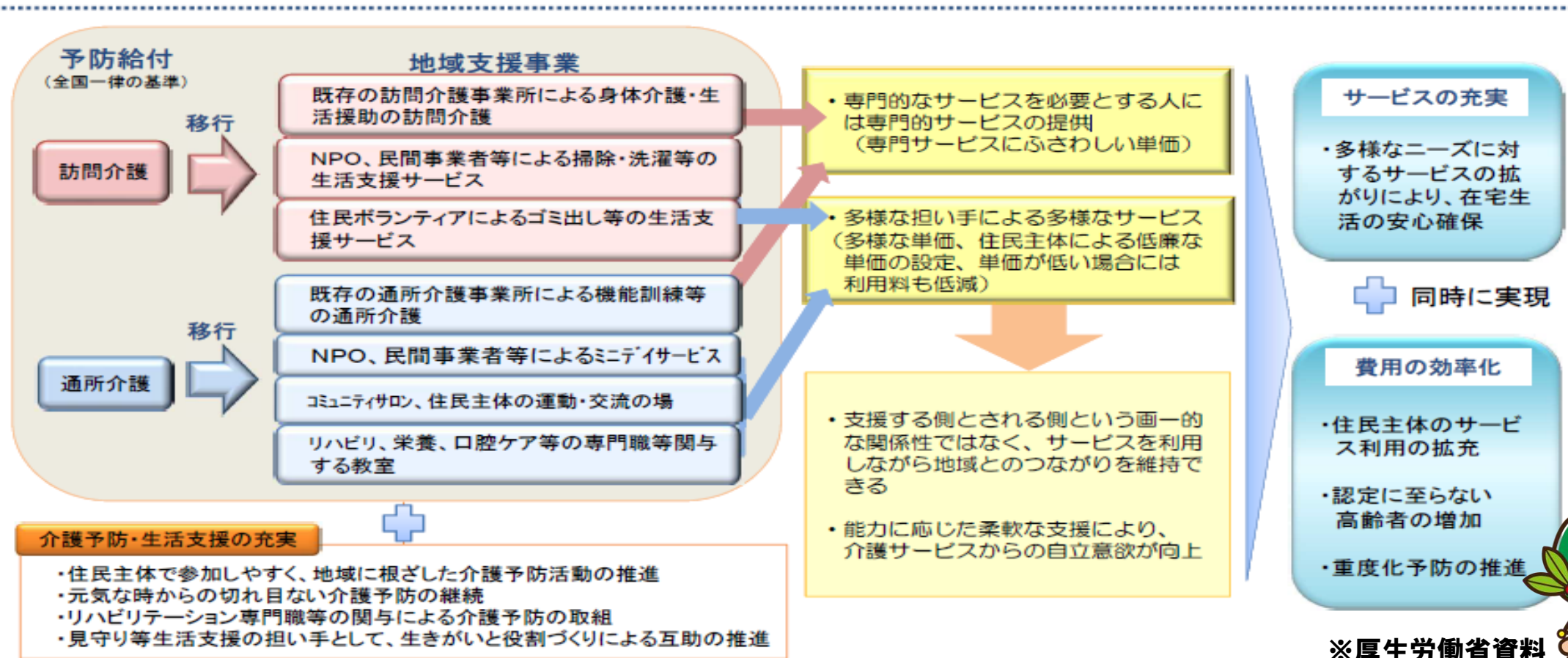
中重度になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、「身体介護」の提供を強化していく必要がある。
すでに在宅の人材不足が叫ばれる中、ホームヘルパーが身体介護に重点的に取り組んでいくためには、生活援助を担う高齢者等の新たな担い手が必要となる。



1 新しい総合事業の趣旨

予防給付の見直しと生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の实情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



※厚生労働省資料



東郷町の基本的考え方

東郷町では、地域包括ケアシステムの構築に向け、次の基本的な考え方に基づいて総合事業を実施していきます。

- ★ 高齢者が自身の能力を最大限活かしつつ、住み慣れた地域で、いつまでも安心して日常生活を営むことができるよう、**自立に向けた支援**を行う。
- ★ 事業所・NPO法人・民間企業・ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支える**地域の支え合い体制づくり**を推進する。



近隣市の総合事業開始予定について

市町村	開始予定
東郷町	平成28年7月
日進市	平成28年10月
豊明市	平成28年3月
名古屋市	平成28年6月
長久手市	平成28年10月
みよし市	平成29年4月

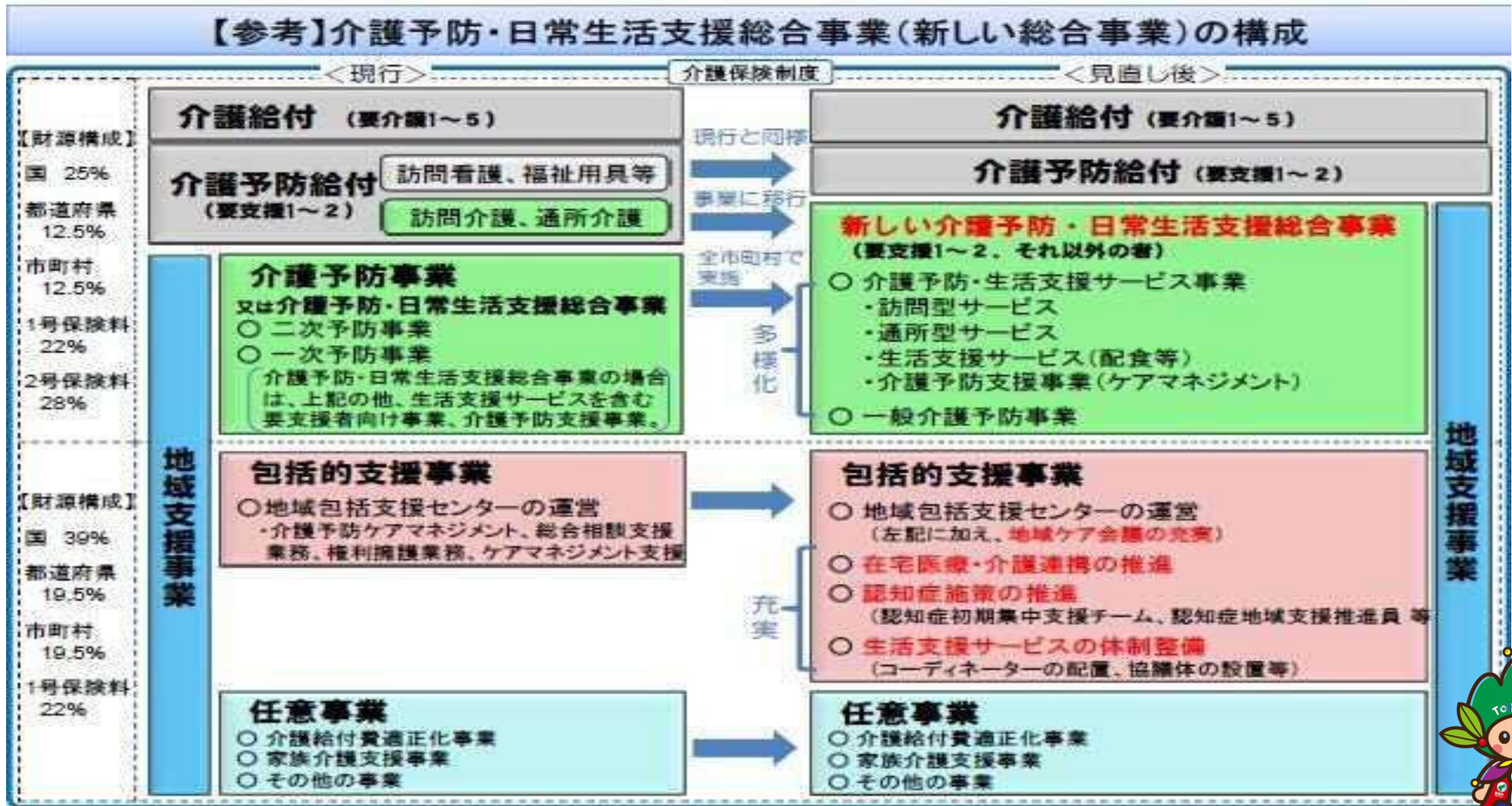
開始時期が早まりつつあります。動向に注意してください。



2 新しい総合事業制度上の枠組み



2 新しい総合事業制度上の枠組み

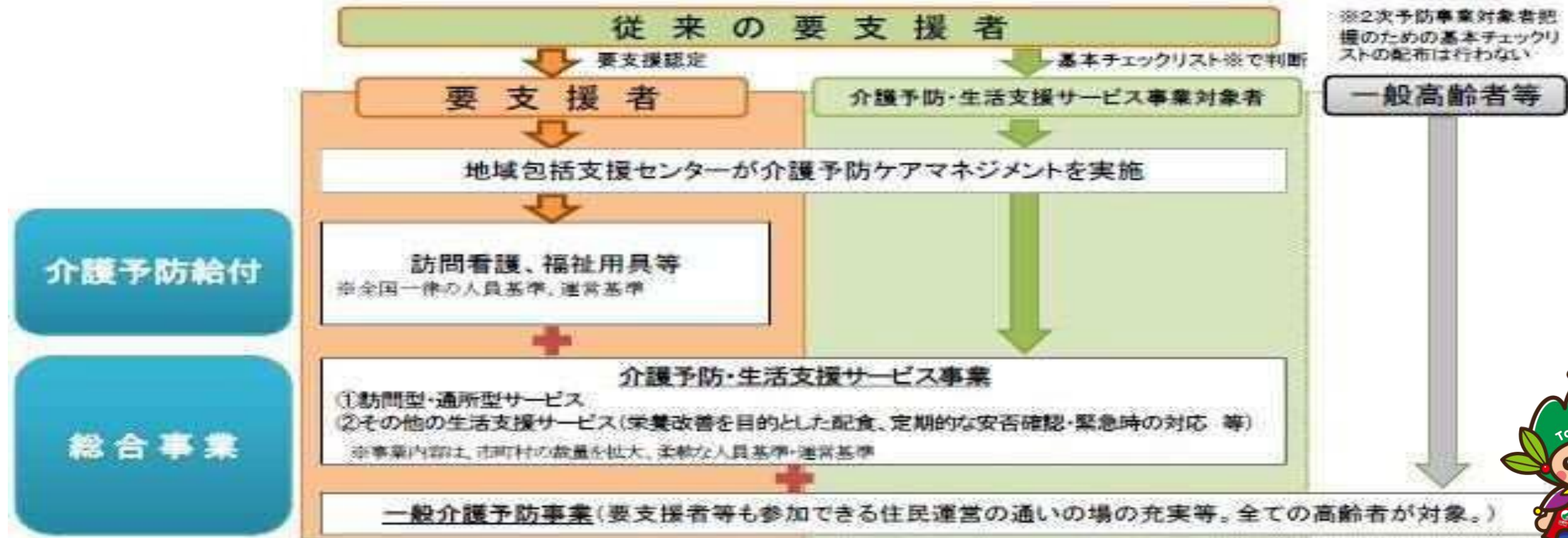


2 新しい総合事業制度上の枠組み

第1 総合事業に関する総則的な事項

【参考】総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
 - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
 - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。

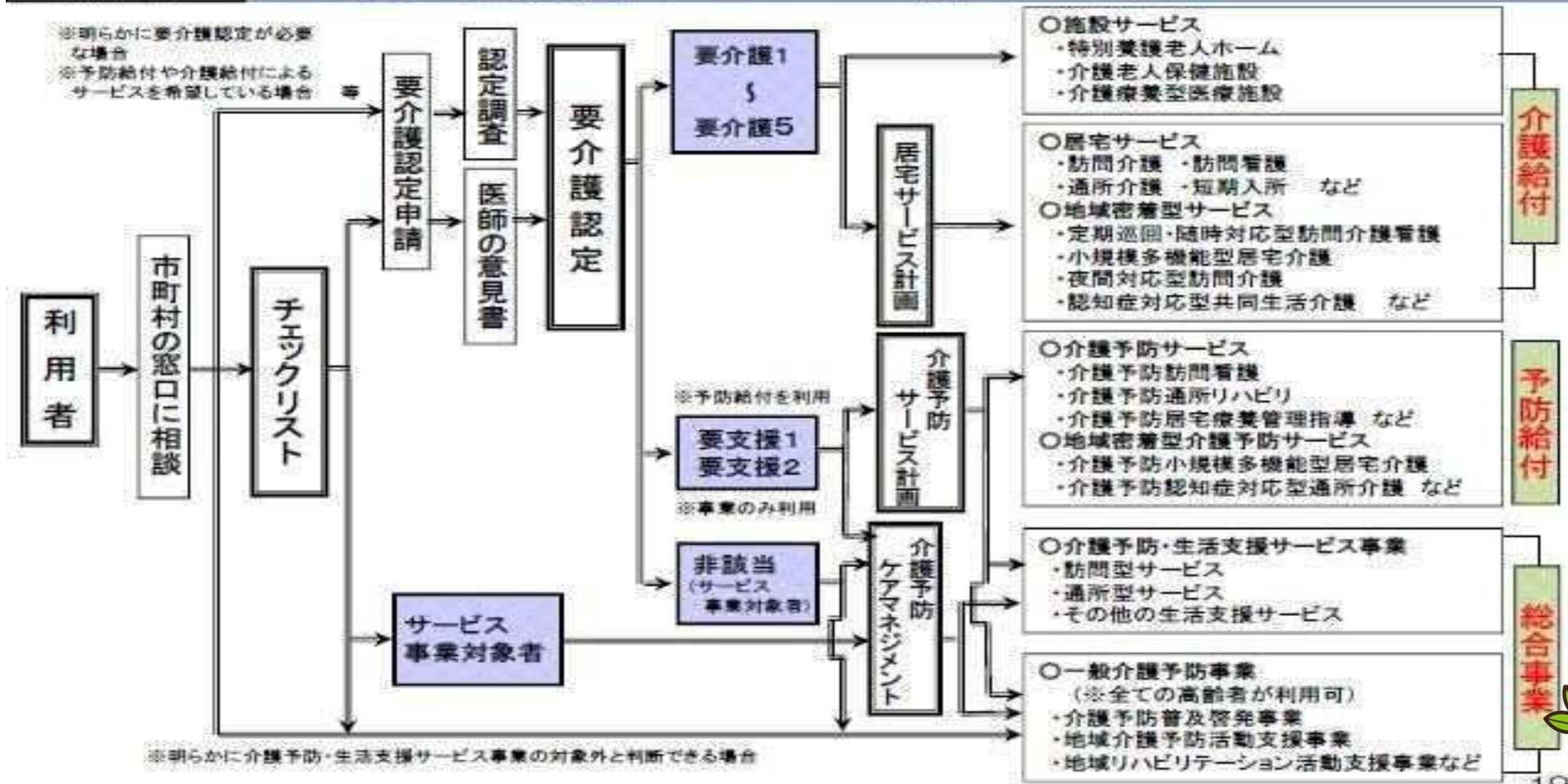


3 総合事業サービス利用までの流れ

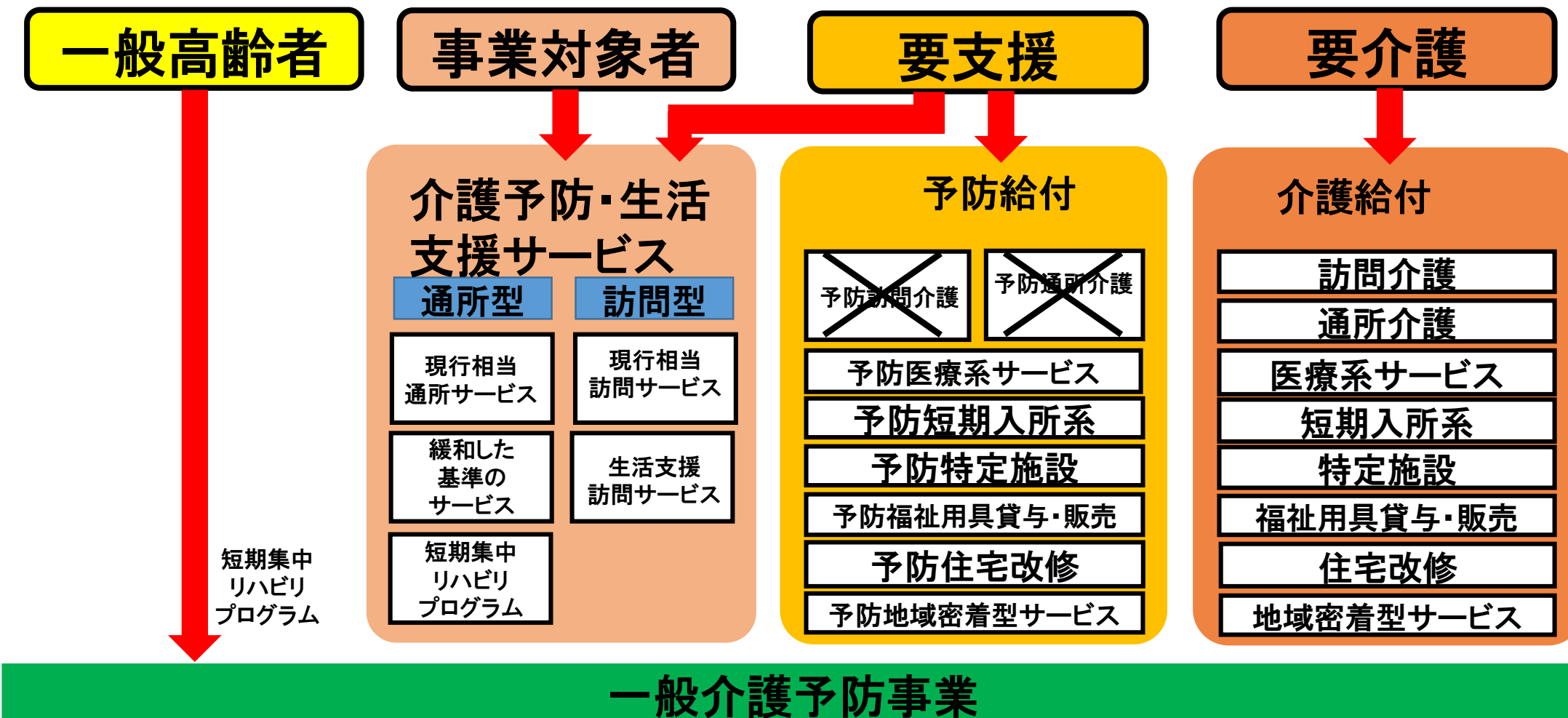


3 総合事業サービス利用までの流れ

第4 サービスの利用の流れ 【参考】介護サービスの利用の手続き



総合事業移行後のサービスイメージ



サービス利用までの流れ

相談受付

- ・役場、包括支援センターへ相談
- ・スクリーニング、必要な支援の聞き取り、総合事業の説明

基本チェックリスト

- ・原則被保険者本人と対面で実施、不可能な場合は家族からの聞き取りまたは電話、事業対象者の特定

ケアマネジメント依頼

- ・介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出

被保険証の発行

- ・町は被保険者証に事業対象者である旨を記載
- ・負担割合証と共に交付

ケアプラン作成 サービス担当者会議

- ・アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議の実施、ケアプラン同意

サービス利用開始



基本チェックリストの実施対象者と 要介護認定申請対象者

意見書、訪問調査が
不要になる！

区分		チェックリストの実施	要介護（要支援）認定申請書の提出
新規		訪問サービス・通所サービスのみ利用したい方	訪問サービス・通所サービス以外のサービスを利用したい方
更新	要介護認定者	すべて認定申請	
	要支援認定者	訪問サービス・通所サービスのみ利用したい方	訪問サービス・通所サービス以外のサービスを利用したい方
区分変更		状態悪化の場合は全て認定申請	
2号被保険者		全て認定申請	



事業対象者の有効期間について

東郷町では、事業対象者の有効期間を、当分の間、下記のとおり設定します。

◇事業対象者の有効期間(原則として)1年間

※ただし、事業対象者が利用できるサービスについては、介護予防ケアマネジメントに基づいて利用することとなります。

事業対象者の有効期間	
一般高齢者⇒事業対象者	基本チェックリスト実施日から1年間
要支援者⇒事業対象者	基本チェックリスト実施日から1年間 または 要支援の有効期間終了日の次の日から1年間
事業対象者⇒要支援（要介護）者	原則：事業対象者の終了日＝認定日の前日



移行のタイミングとサービス利用

① 更新のタイミングで切り替え

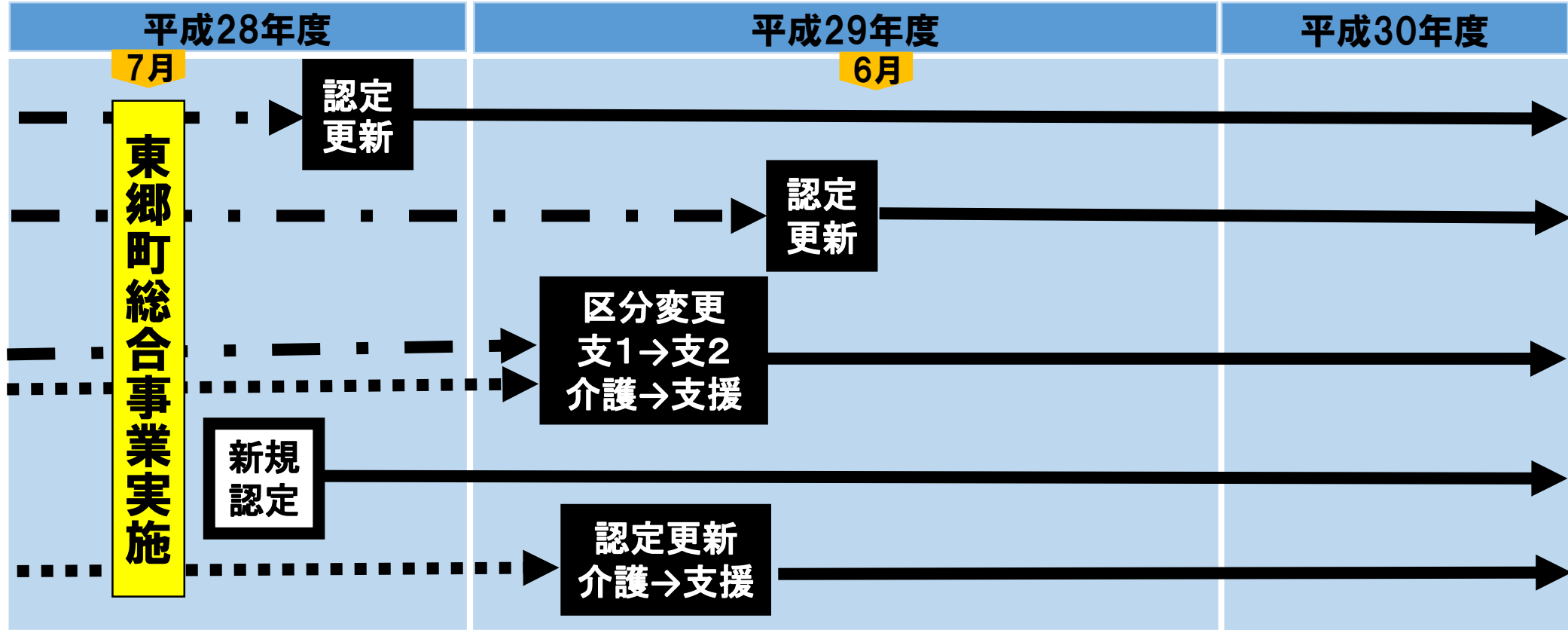
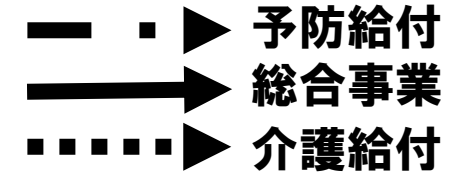
- ・ 既に介護認定を受けられている方は、介護認定更新時に総合事業へ移行
- ・ すでにサービス利用をしている方は、移行後も必要に応じて現行相当サービスの利用を可能とする。

② 新規要支援認定者及び事業対象者

- ・ 総合事業開始後、新しく要支援認定者又は事業対象者となった方は、当初より総合事業としてサービス利用
- ・ サービス利用にあたっては、可能な限り多様なサービス利用



移行のタイミングとサービス利用



総合事業開始以降の最初の認定更新のタイミングで切り替え
 一番早い方は、有効期間が平成28年6月末で切れる方
 一番遅い方は、有効期間が平成29年5月末で切れる方
平成29年6月からはすべての方が総合事業に切り替わることとなる



平成28年6月末有効期限切れ以降の方の切り替えに伴う移行方針について

① 要支援1・2でサービス利用なしの方

- ・ 総合事業の開始により、更新の必要はなく、必要となったときはすぐにデイサービス・ヘルパーが利用できることを説明

② 要支援1・2でデイ・ヘルパー利用のみの方

- ・ デイサービス・ヘルパー利用のみで安定している方については、チェックリストによる事業対象者へ切り替え可能
- ・ 状態不安定で、その他のサービスの必要が見込まれる場合は、更新申請をお勧めする

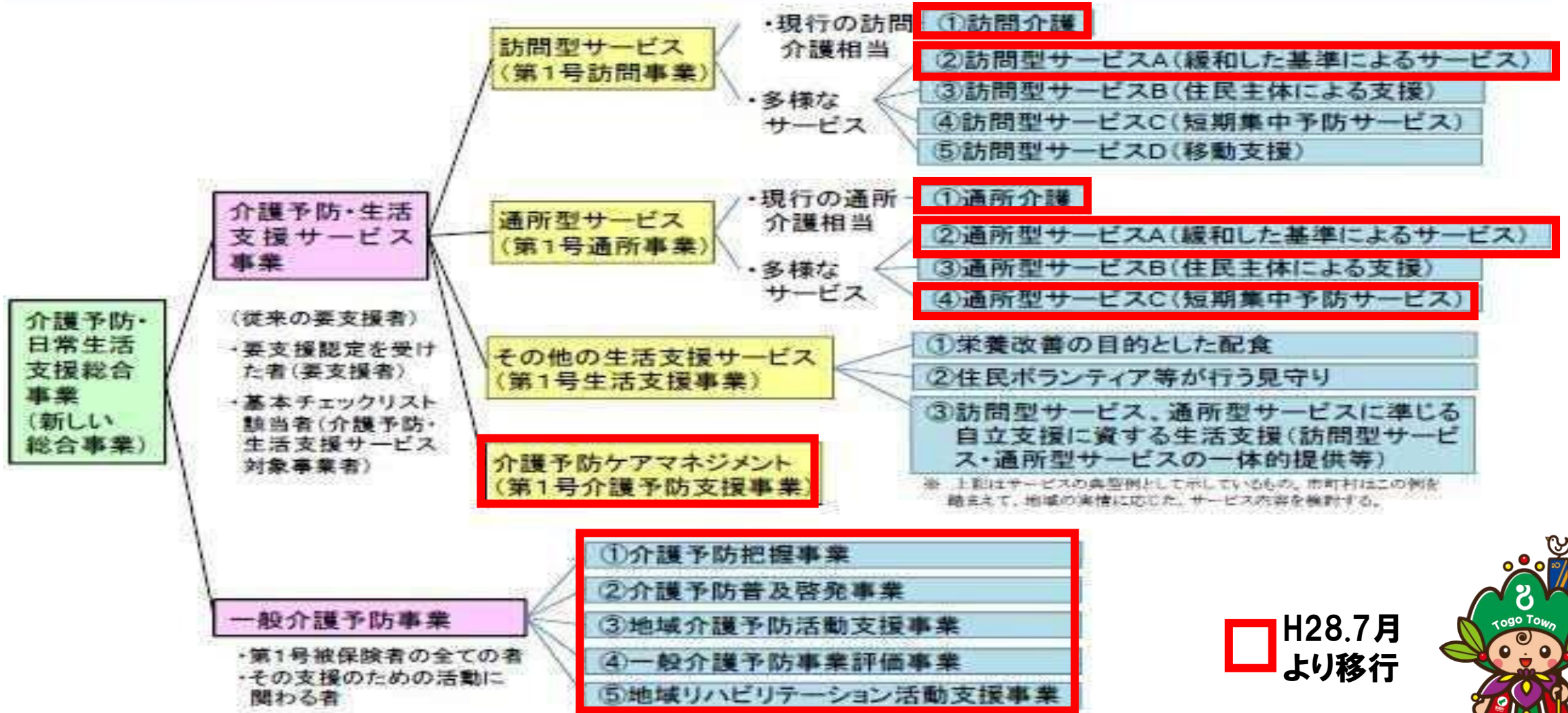
担当のケアマネジャーにあつては、6月末切れ以降の利用者について、十分に趣旨を説明をし、更新申請をするか否かを判断してください。



4 東郷町が実施する介護予防サービス事業 (第1号通所介護・第1号訪問事業)



【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



□ H28.7月より移行



事業別の実施予定①（訪問サービス）

ガイドラインで示された類型	東郷町名称(案)	実施期間
現行の訪問介護相当	介護予防訪問サービス	平成28年7月から実施
訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	訪問型サービス	平成28年7月から実施※ (生活支援サポーター養成講座実施予定)
訪問型サービスB (住民主体による支援)	—	未定※
訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	—	未定

※ 当初は、NPO法人えがお、シルバー人材センターを想定



事業別の実施予定②（通所サービス）

ガイドラインで示された類型	東郷町名称(案)	実施期間
現行の通所介護相当	介護予防通所サービス	平成28年7月から実施
通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	楽トレシニア運動教室	委託:平成28年7月または8月から 指定:準備が整い次第順次
通所型サービスB (住民主体による支援)	—	実施予定なし (地域活動として支援)
通所型サービスC (短期集中予防サービス)	はつらつ筋力アップ教室 (運動機能向上) おいしく食べ噛む教室 (口腔機能向上・低栄養予防)	平成28年7月から実施

※ 当初は、東郷町施設サービスにて実施予定



東郷町の一般介護予防事業

いきいき交流教室

手芸や編み物などの創作活動を行っています。

毎週月曜日は、健康づくりリーダーを講師に迎え、座ってもできる体操教室を実施しています。

地域介護予防教室

- ・東郷苑お元気サロン
月に2回（愛厚ホーム東郷苑）
- ・元気を保つ体づくり(28年度から実施予定)
月に4回（NPO法人えがお）
- ・ヘルマンハープ&ゆっくりできるストレッチ(28年度から実施予定)
月に各2回ずつ（エイジトピア白鳥）

普及啓発

高齢者大学講座『65歳これから教室』
介護保険制度や介護予防に関する講話や実技を実施。

いきいき出前講座（包括支援センター実施）
老人クラブや自治会などの団体に対し、依頼を基に、介護予防等に関する講座を実施。

思い出の語り場づくり※

高齢者の外出機会を促進し、孤独感や引きこもりの解消につなげ、健康でいきいきとした生活の実現を図るため、高齢者の身近な場所で仲間づくりの場を提供する団体を支援しています。

※一般財源で開催



一般介護予防事業「地域介護予防教室」

高齢者がより身近な地域で介護予防に取り組めるよう「介護予防教室」事業を委託します。

仕様（抜粋）

受託者の要件	介護予防に資する健康保持・増進を目的とした事業実績を有する団体等
従事者	現場責任者（医師、薬剤師、看護師、社会福祉士、歯科衛生士、栄養士、理学療法士、健康運動指導士、経験のある介護職員等）を含め1名以上従事すること。
委託料	1回10,000円 ※ 月4回までを上限とする。
対象者	東郷町在住の65歳以上の高齢者及びその支援の活動に関わる者
開催回数	月1回以上、年間を通じ継続して実施すること。
実施場所	町内であり、事業を円滑かつ安全に実施できるスペースを受託者が確保し、会場使用料が発生する場合は、受託者が支払うこと。
実施内容	運動機能向上、低栄養予防、口腔機能向上、認知症予防、閉じこもり予防、うつ予防等介護予防に関すること。 介護予防・生活支援等に関する相談もしくは助言を行うこと。

興味のある方は、
介護予防係まで！



5 介護予防・生活支援サービスの基準と指定 (現行相当サービス)



現行相当サービスの指定について①

①内容について

介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同一の内容。事業所の**指定基準、報酬、加算等は介護予防と同一**。

請求方法は、国保連合会を経由することに変更はないが、**請求コードが総合事業専用のもの**となる。

②指定申請について

みなし指定を受けた事業所は申請不要。それ以外の事業所は、総合事業を開始した市町村の利用者に対しサービスを提供する場合は、利用者の保険者である市町村からの総合事業サービス事業所として新規指定を受ける必要がある。

* 東郷町内で、現在この届け出が必要な事業所は1事業所のみ。



現行相当サービスの指定について②

① みなし指定について

みなし指定とは、平成27年3月31日までに介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定を受けている事業所に対し、総合事業における旧介護予防訪問介護・通所介護と同一の内容のサービスを提供する事業所として、全国の市町村が平成27年4月1日に指定したとみなす規定。(医療確保推進法附則第13条) よって総合事業の新規指定申請は不要、その効力は全町に及ぶ。

② みなし指定の有効期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

* みなし指定を受けた事業者について、平成30年4月以降も事業を継続する場合は、利用者の保険者である市町村から総合事業サービス事業所として新規指定を受ける必要がある。



事業ごとの指定申請について

①平成27年3月31日**時点**で県の指定を受けている指定介護予防サービス事業所

事業所	東郷町への申請	サービスコード
介護予防訪問介護 (現行の訪問介護相当)	不要(みなし)	A1(訪問)
介護予防通所介護 (現行の通所介護相当)	不要(みなし)	A5(通所)

②平成27年4月1日**以降**に県の指定を受けた指定介護予防サービス事業所

事業所	東郷町への申請	サービスコード
介護予防訪問介護 (現行の訪問介護相当)	必要	A2(訪問)
介護予防通所介護 (現行の通所介護相当)	必要	A6(通所)

※ A1、A5は全国统一単価のみなしサービス、A2、A6は現行相当として東郷町が設定した単価のサービス。
サービス内容は同じでも、意味合いが全く違う。



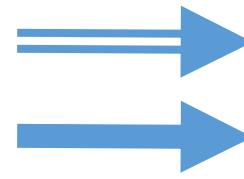
みなし期間における報酬区分等について

被保険者	総合事業開始時期	事業所所在地	みなし指定期間 (H30年3月まで)	みなし期間満了後所 在地で指定更新した 場合
東郷町	平成28年7月	東郷町事業者	○ H28. 6まで予防給付として提供 H28. 7以降順次総合事業として	○
		名古屋市事業者	○ H28. 6まで予防給付として提供 H28. 7以降順次総合事業として	×(○) 東郷町に指定申請し た場合は可
名古屋市	平成28年6月	東郷町事業者	○ H28. 5まで予防給付として提供 H28. 6以降順次総合事業として	×(○) 名古屋市に指定申 請した場合は可
		名古屋市事業者	○ H28. 5まで予防給付として提供 H28. 6以降順次総合事業として	○

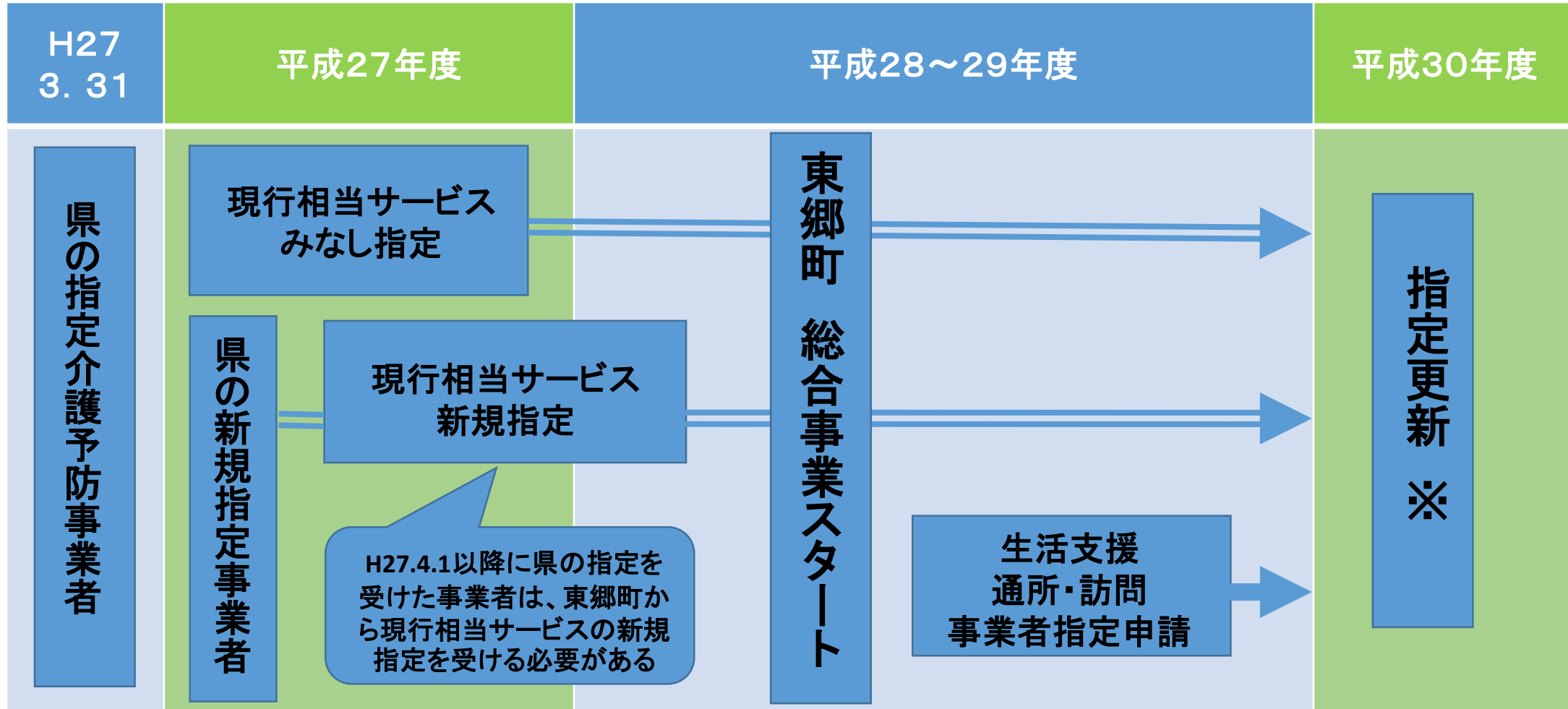
※ みなし指定の期間満了後は、利用者の保険者ごとに指定を受ける必要がある。



事業者指定の流れ



介護予防通所・訪問事業
(現行相当サービス総合事業)
訪問型・訪問型事業
(通所・訪問A型サービス総合事業)



※東郷町は当初の指定期限を、すべてのサービスについて平成29年度末とする予定。



現行相当サービスの指定について③

平成30年3月までは、事業所指定は3種類存在することになる。

総合事業開始後に指定内容等の変更があった場合は、それぞれの指定権者に変更届を提出する必要があることに注意。

提供するサービス		必要な事業所指定	指定権者
介護給付	訪問介護 通所介護 地域密着型通所介護	指定訪問介護の指定 指定通所介護の指定 指定地域密着型通所介護の指定	愛知県(名古屋市) 愛知県(名古屋市) 東郷町
予防給付	介護予防訪問介護 介護予防通所介護	指定介護予防訪問介護の指定 指定介護予防通所介護の指定	愛知県(名古屋市)
総合事業	介護予防訪問・通所サービス (現行相当サービス)	総合事業サービス事業者の指定	東郷町 (利用者の保険者)



事業者と利用者の契約等について

指定事業者は、利用者の総合事業移行に伴い、利用者に対して現行の予防給付等と同様に、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得た上でサービス提供してください。

利用者	契約書	重要事項説明書
既利用者(要支援者)	再契約	(再)同意
新規(要支援者・事業対象者)	新規契約	同意

※ 現在のサービス提供にかかる契約は「介護予防訪問(通所)介護の提供」に係る事項のため、総合事業には適用されない。そのため、総合事業移行により一部文言の変更は必要です。

※ 更新のタイミングで契約書、同意書を取り直すことをお勧めします。方法は、事業名を変更した契約書を取り直すか、読み替えの同意を取ること等が考えられます。(次頁参考)



(参考) 契約書・同意書の修正例

方法① サービス名称の変更

- ・介護予防訪問介護 → 第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)
又は東郷町介護予防訪問サービス
- ・介護予防通所介護 → 第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)
又は東郷町介護予防通所サービス

方法② サービス名称の変更

(介護予防・日常生活支援総合事業の際の読み替え)

第●条 利用者の保険者である市町村が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を実施する場合には、本契約に「介護予防訪問(通所)介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第83号)」第5条による改正前の法における介護予防訪問(通所)介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される訪問型(通所型)サービスと読み替えるものとする。



6 介護予防・生活支援サービスの基準と指定 (緩和基準サービス)



6 サービス基準と指定(緩和基準サービス)

総合事業(訪問事業)の類型案① 概要

国ガイドライン類型	現行の訪問介護相当	基準緩和(A型)		
町の名称	介護予防訪問サービス(現行相当)	訪問型サービス (一体型)	訪問型サービス (単独型)	
事業実施主体	既存の訪問介護事業所	既存の訪問介護事業所	新規参入事業者 (NPO、シルバー人材センター等)	
サービス対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・すでにサービスを利用しており、サービス利用の継続が必要と認められる者 ・認知症の症状がひどく専門的な対応が求められる者 ・医療的な配慮が必要な者 	要支援者 チェックリストによる事業対象者		
ケアプラン	従来 of ケアプラン	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントB	
提供するサービス	身体介護中心	生活支援サービス (日常の掃除、洗濯、調理(下ごしらえのみ)、ごみ出し、寝具干し) ※自立支援(代行ではない)		
サービス提供の頻度	ケアプランに基づき決定、週1日~2日 ※利用者の様態により利用時間は異なる	ケアプランに基づき決定 週1日~2日、1回1時間程度の利用時間を想定		
事業所指定/委託	事業所指定	事業所指定	指定	委託
単価等	週1回 1,168単位 週2回 2,335単位 ※現行の介護予防訪問介護と同額	1回 1時間当たり 200点		1回 1時間当たり 150点
利用者負担	1割負担または2割負担	1割負担または2割負担		
請求方法	国保連経由	国保連経由		町直接請求
事業開始	平成28年7月	平成28年度中		

6 サービス基準と指定(緩和基準サービス)

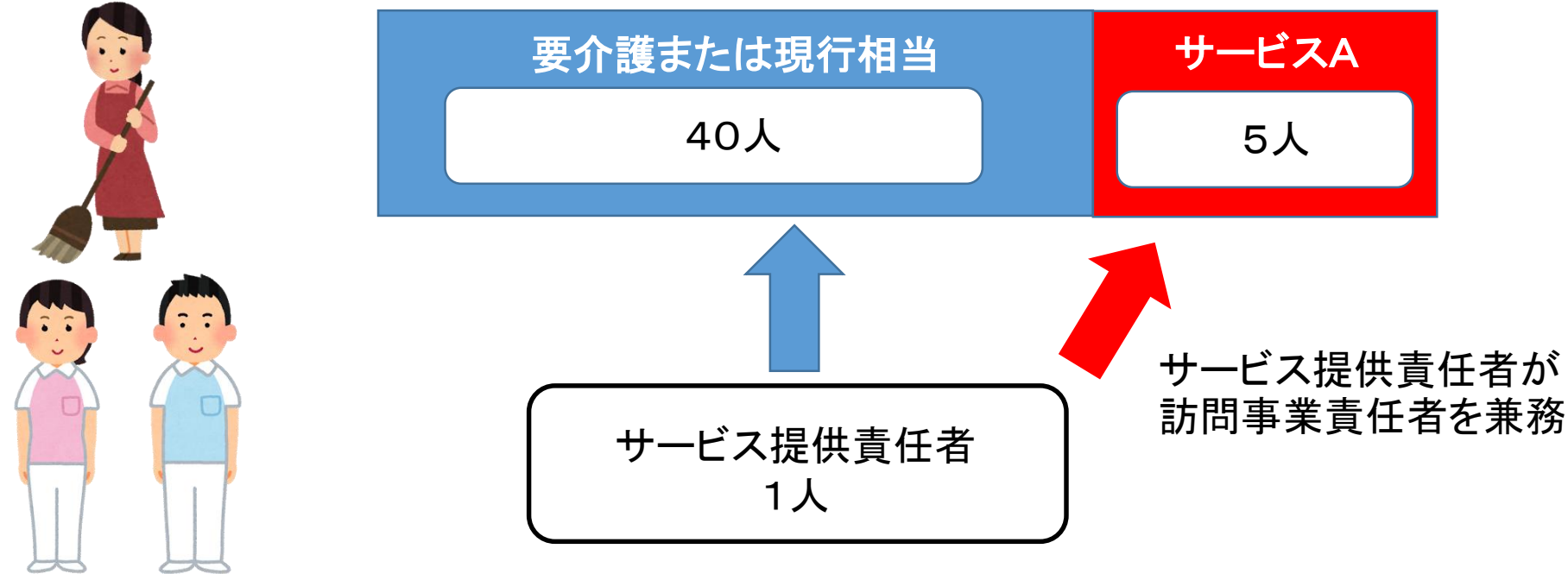
総合事業(訪問事業)の類型案② 人員・設備基準

国ガイドライン類型	現行の訪問介護相当	基準緩和(A型)	
町の名称	介護予防訪問サービス (現行相当)	訪問型サービス (一体型)	訪問型サービス (単独型)
人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1以上 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の実務に従事した介護職員初任者研修修了者等】 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】	左記「介護予防訪問事業」人員基準を満たすことに加え、基準緩和(A型)サービス利用者の数に応じて必要数	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 専従1以上 ※ ・訪問事業責任者 必要数 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上の介護等の実務に従事した介護職員初任者研修修了者】 <ul style="list-style-type: none"> ・従事者 必要数 【資格要件:一定の研修受講者等】 ※支障がない場合、同一敷地内の他の職務との兼務可能
設備	事業の運営に必要な広さを有する専有の区画 必要な設備、備品	同左	



総合事業(訪問事業)の人員基準活用例①

例① 利用者45人の事業者の場合



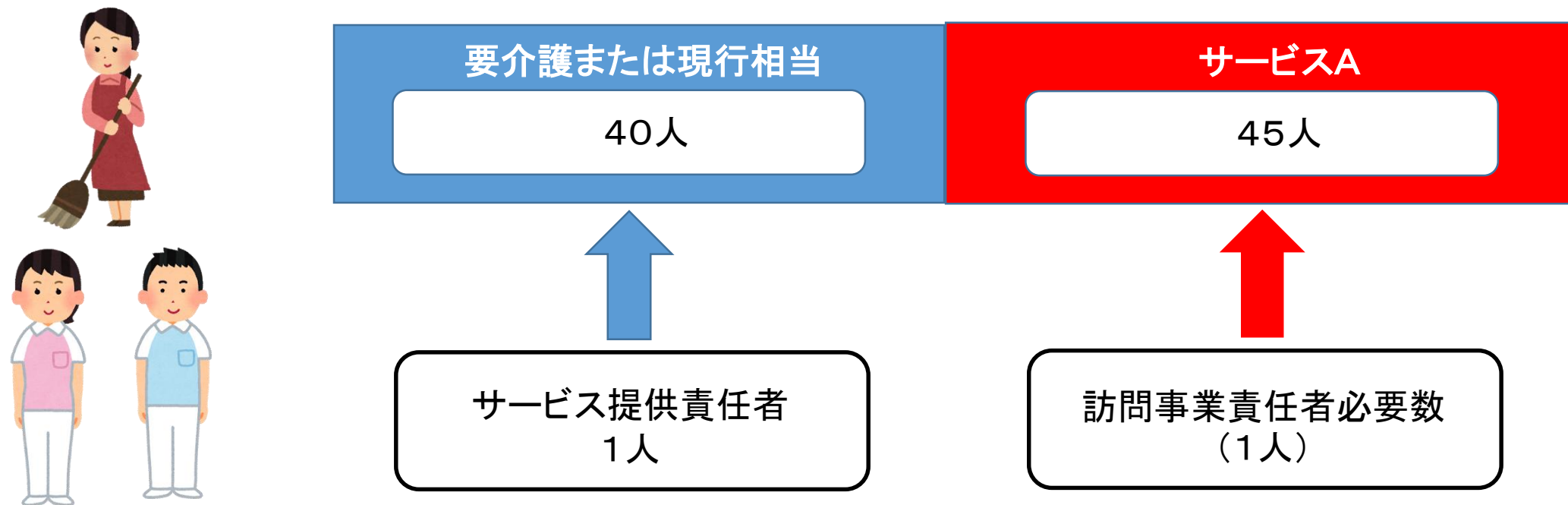
※45人全員が現行相当(国基準利用者)であれば、サービス提供責任者が2人必要

$$45人 \div 40人 = 1.1人 \longrightarrow 2人$$



総合事業(訪問事業)の人員基準活用例②

例② 利用者85人の事業者の場合



※85人全員が現行相当(国基準利用者)であれば、サービス提供責任者が3人必要

$$85人 \div 40人 = 2.1人 \longrightarrow 3人$$



6 サービス基準と指定(緩和基準サービス)

総合事業(通所事業)の類型案① 概要

国ガイドライン類型	現行の通所介護相当	基準緩和(A型)	
町の名称	介護予防通所サービス (現行相当)	通所型サービス (一体指定型・単独指定型)	楽トレシニア教室
事業実施主体	既存の介護予防通所介護指定事業所	既存の介護予防通所介護指定事業者 新規参入事業者	東郷町施設サービス株式会社
サービス対象者	既にサービスを利用しているケース 非常に高齢でレスパイト的な利用が必要なケース	要支援者 チェックリストによる事業対象者	要支援者 チェックリストによる事業対象者
ケアプラン	従来のケアプラン	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントA
提供するサービス	送迎・レクリエーション・入浴・機能訓練・レスパイト 個別サービス計画により実施	体操、機能訓練ほか 送迎	運動指導
サービス提供の頻度	ケアプランに基づき決定 週1日～2日	週1日～2日 2時間以上	週1日 2時間
事業所指定／委託	事業所指定	事業所指定・委託	委託
サービス提供場所	既存の介護予防事業所	既存の介護予防通所事業所等	イーストプラザいこまい館
単価等	週1回 1,647単位 週2回 3,377単位 ※現行の介護予防通所介護と同額	現在の介護予防通所介護の7割程度	仕様書による 委託費
請求方法	国保連経由	国保連経由／町へ直接請求	町へ直接請求
事業開始	平成28年7月	平成28年度から	平成28年7月から

6 サービス基準と指定(緩和基準サービス)

総合事業(通所事業)の類型案② 人員・設備基準

国ガイドライン類型	現行の訪問介護相当	基準緩和(A型)	
町の名称	介護予防通所サービス (現行相当)	通所型サービス (単独型指定・一体型指定)	楽トレシニア教室
人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1以上※ ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上※ ・介護職員 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上 ・機能訓練指導員 1以上 <p>※支障がない場合、同一敷地内の他の業務に従事可能</p>	<p>単独型指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者 専従1以上※ ・従事者 (1名は機能訓練指導員とする) ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に必要数 <p>※支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務との兼務可能</p> <p>一体型指定</p> <p>左記「介護予防通所事業」人員基準を満たすことに加え、基準緩和(A型)サービス利用者の数に応じて必要数</p>	仕様による
設備	<ul style="list-style-type: none"> 食堂・機能訓練室(3m²×利用定員) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> サービスを提供するために必要な場所(3m²×利用定員) ・必要な備品 	仕様による



総合事業(通所事業)の人員基準活用例①

例① 利用者23人の事業者の場合



国基準介護職員
1人

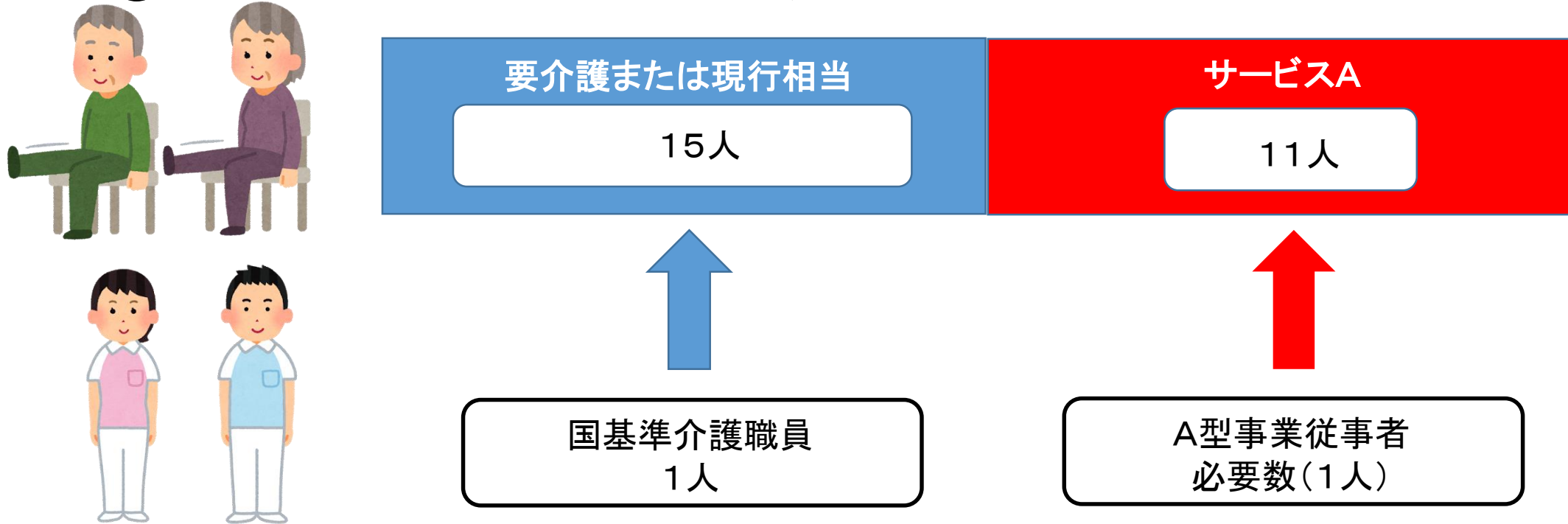
A型事業従事者
必要数(1人)

※23人全員が現行相当(国基準利用者)であれば、介護職員が3人必要
15人まで介護職員1人
15人～利用者1人につき0.2人 $(23 - 15) \times 0.2 = 1.6人 \longrightarrow 2人$



総合事業(通所事業)の人員基準活用例②

例② 利用者26人の事業者の場合



※26人全員が現行相当(国基準利用者)であれば、介護職員が4人必要

15人まで介護職員1人

15人～利用者1人につき0.2人 $(26 - 15) \times 0.2 = 2.2$ 人 \longrightarrow 3人



7 介護予防ケアマネジメントについて



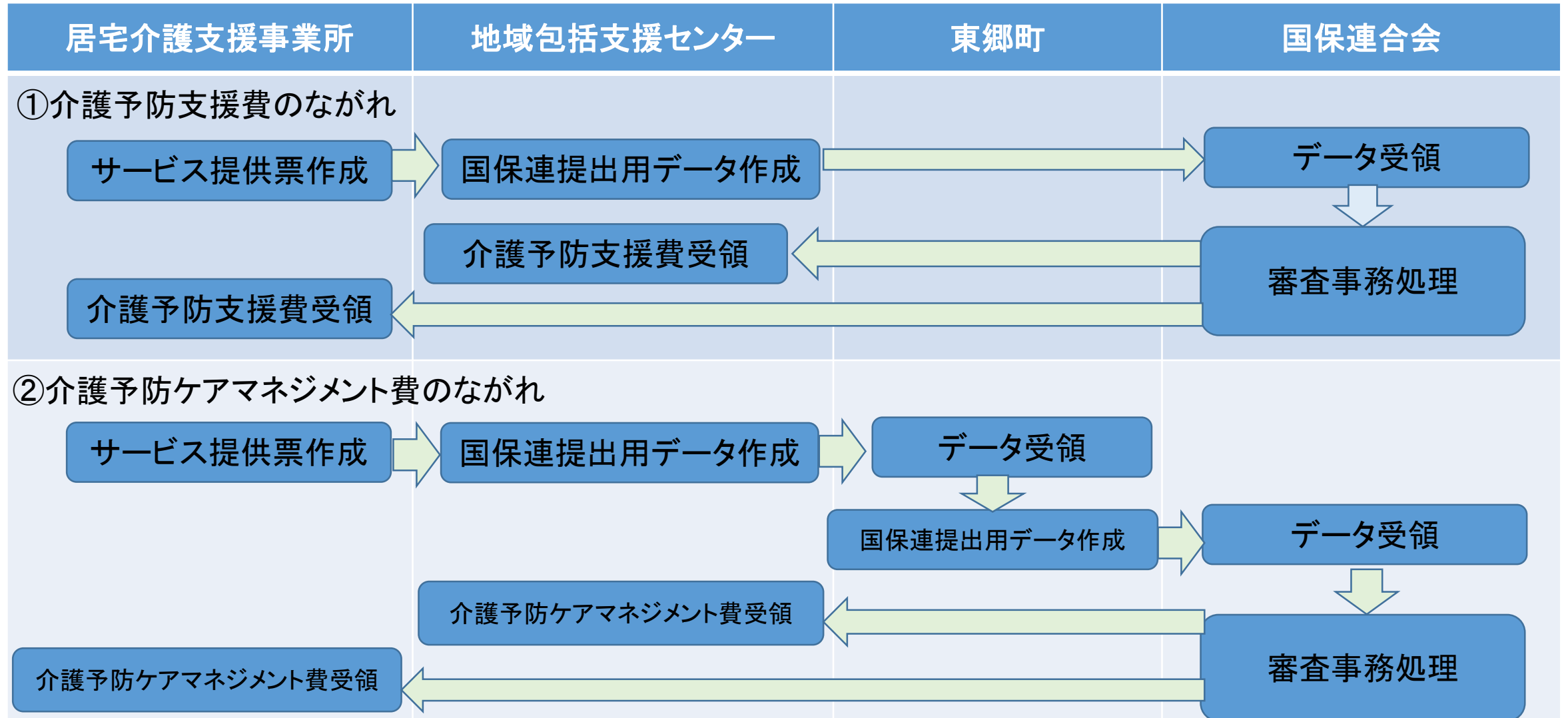
介護予防支援と介護予防ケアマネジメント

利用者区分	利用サービス	プラン費請求	コード	請求先
事業対象者	事業のみ (訪問サービス・通所サービスのみ)	介護予防ケアマネジメント費	AF	東郷町※
要支援1 または 要支援2	予防給付のみ	介護予防支援費	46	国保連合会
	予防給付 + 訪問サービス			
	予防給付 + 通所サービス			
	事業のみ (訪問サービス・通所サービスのみ)	介護予防ケアマネジメント費	AF	東郷町※

- ※ 予防給付のサービスを一つでも使っている場合は、介護予防支援費。事業のみは介護予防ケアマネジメント費。月ごとに変わる可能性がある。
- ※ 事業のみ利用する人の介護予防ケアマネジメント費については、請求ルートが異なる。
- ※ 介護予防ケアマネジメントの自己作成は不可とする。



プラン代請求の流れについて



介護予防ケアマネジメント類型について

国からは、3類型が示されていますが、本町では当初は下記の2種類を実施します。

国が示す類型	対象	内容
ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	現行相当サービス、緩和型(事業者指定)サービス、短期集中サービスを利用する場合	現行と同じ
ケアマネジメントB (簡略したケアマネジメント)	委託による	現行と同じ

※ 居宅介護支援事業所へ委託するのは、介護予防ケアマネジメントAを行うケースで、下記のような場合です。

- ・ 既に委託を受けている要支援認定者。
- ・ 既に委託を受けている要支援認定者が認定有効期間中に更新申請をせず、チェックリストで事業対象者となった場合。
- ・ 新規要支援認定者または事業対象者で、初回のケアマネジメントを地域包括支援センターが実施し、1クール(概ね3か月)終了後。



対象者別の利用可能なサービスについて

サービス種類		要介護	要支援	事業対象者	非該当
介護給付		○	×	×	×
介護予防給付(福祉用具貸与、医療系サービス他)		×	○	×	×
介護予防・生活支援サービス事業	介護予防訪問・通所サービス(現行相当)	×	○	○	△
	訪問型サービス、通所型サービス	×	○	○	△
	短期集中リハビリプログラム(はつらつ筋力アップ教室、おいしく食べ噛む教室)	×	○	○	△
一般介護予防事業		○	○	○	○

※ △は基本チェックリスト実施により該当した場合は可



サービスの併用利用について

現行相当サービスは、現行の介護予防訪問・通所介護と同一サービスであり、**一つの事業所において、ひと月を通じ、利用回数、提供時間、内容など、個々の利用者の状態に応じたサービス内容となっており、介護報酬も月当たりの包括報酬となっている。**

東郷町では、総合事業の趣旨を鑑み、現行相当サービス、基準緩和(A型)サービス、短期集中プログラム等の併用は、区分支給限度額の範囲内で認めていく予定。

この場合、現行相当サービスは、1回あたりの単価で請求すること。

(平成27年8月19日付け「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインについてのQ&A」第6問2、問3)

対象者	現行相当サービス		基準緩和(A型) サービス	短期集中
	週1回	週2回		
要支援1・事業対象者 (週1回の利用が必要と認められるもの)	△ (いずれか)	—	△ (いずれか)	△ (いずれか)
要支援2・事業対象者 (週2回の利用が必要と認められるもの)	○ (併用)	× (併用不可)	○ (併用)	○ (併用)



利用者負担額と区分支給限度額

サービス	負担割合
現行相当サービス(訪問・通所)	1割負担 (一定以上所得者は2割負担)
緩和型サービス(訪問・通所)事業所指定	

国保連経由のサービスは介護給付と同じ負担割合とします。

※滞納者の総合事業に係る給付制限は、滞納の期間により判断します。

利用者区分	支給限度額
事業対象者	5,003単位 (※例外的に10,473単位まで)
要支援1	5,003単位
要支援2	10,473単位

※例外的に要支援2相当の支給区分限度額の適応が必要な場合は、指定の様式により町に申請が必要です。



認定申請中のサービス利用と費用の関係

利用サービス	請求区分	非該当 (事業対象者)	要支援	要介護	
				申請日に遡って要 介護とする場合	認定日前日まで事業 対象者とする場合
給付のみ	給付サービス費	全額自己負担	○	○	—
	プラン代	○ AF	○ 46	○ 43	—
給付+事業	給付サービス費	全額自己負担	○	○	全額自己負担
	サービス事業費	○	○	全額自己負担	○
	プラン代	○ AF	○ 46	○ 43	○ AF
事業のみ	サービス事業費	○	○	—	○
	プラン代	○ AF	○ AF	—	○ AF

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」P112、113「(11)サービス利用開始又は認定更新時期における費用負担」
平成27年3月31日付「介護保険最新情報vol.450介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案Q&A」問4



介護予防ケアマネジメントの届出のタイミング

届出のタイミング	介護予防サービス計画作成・ケアマネジメント依頼届	理由
要介護→要支援 (介護給付利用→予防給付利用)	必要	計画作成を居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへ変更するため
要介護→要支援・事業対象者 (介護給付利用→サービス事業のみ利用)	必要	計画作成を居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへ変更するため
要支援→要支援 (予防給付→サービス事業のみ利用)	※不要	計画作成は地域包括支援センターで変更がないため
認定更新せず (要支援者→事業対象者)	必要	要支援から事業対象者として登録するため
地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へケアマネジメントを委託した場合	必要	委託先の居宅介護支援事業所を登録するため

※届出を省略できることとなっており、東郷町は不要として扱う予定

平成27年1月9日付「介護保険最新情報vol.411介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案Q&A」第4問6



総合事業の介護予防ケアマネジメントについて

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中
— 厚生労働省 老健局振興課

介護保険最新情報

今回の内容

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について
計97枚（本紙を除く）

Vol.484

平成27年6月5日

厚生労働省老健局振興課

【貴関係諸団体に速やかに送信いたしますよう
よろしくお願いたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線3982、3986）
FAX：03-3505-7894

詳細は下記よりご確認いただけます。

平成27年6月5日付け
介護保険最新情報 Vol.484

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について

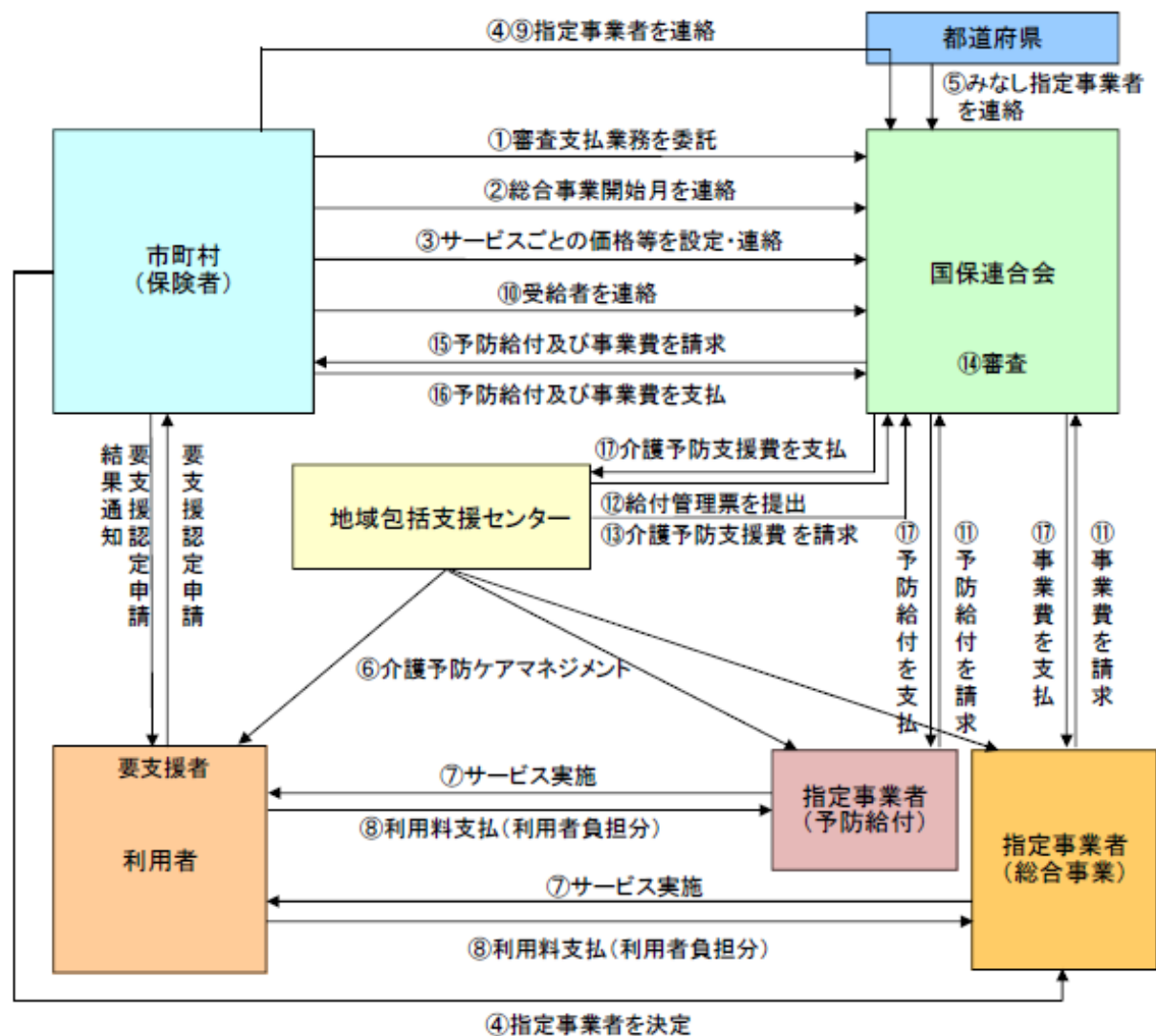
<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>
（WAMNET ワムネットよりダウンロードできます。）



8 総合事業サービス費用の請求について



総合事業の請求の流れについて(予防給付と事業を利用する場合)



現行相当サービスの報酬について

○訪問型サービス

基本は1月あたりの包括報酬を用いますが、訪問型サービス(緩和型A)を併用する場合は、1回あたりの単位を算定します。

○通所型サービス

基本は1月あたりの包括報酬を用いますが、多様なサービス(はつらつ筋力アップ教室、おいしく食べ噛む教室)を併用する場合や、要支援2で週1回(月4回)のプランは、1回あたりの単位で算定します。



現行相当(国基準)サービスの地域単価について

同じ現行相当サービスでも、みなしと新規指定では地域単価の考え方が異なります。

みなしは事業所所在地の単価となりますが、新規指定は東郷町指定のサービスとなるため、東郷町の地域単価となります。請求の際、地域区分の設定に注意してください。

区分	事業所区分	サービスコード	級地区分	3級地 名古屋	6級地 刈谷、豊田、 みよし	7級地 東郷、 日進、豊明
訪問	現行相当(みなし)	A1	事業所所在地の 地域区分	11.05 円	10.42 円	10.21 円
	現行相当(新規指定) ※H27.4月以降指定事業者	A2	東郷町 (利用者の保険者)	11.05 円	10.42 円	10.21 円
通所	現行相当(みなし)	A5	事業所所在地の 地域区分	10.68 円	10.27 円	10.14 円
	現行相当(新規指定) ※H27.4月以降指定事業者	A6	東郷町 (利用者の保険者)	10.68 円	10.27 円	10.14 円



多様なサービス報酬案

下記のサービスについては、国保連経由(限度額管理対象)とする。

サービス内容略称		単位	1単位あたりの単価	対象とする者
訪問型サービス (基準緩和A型) ※H28年度以降順次		1回 1時間当たり 150～200単位	10円	事業対象者 要支援1・2
通所型サービス (基準緩和A型) ※H28年度以降順次	基本	現行単位から送迎を除いた7割程度	10円	
	送迎加算	1回(1日)当たり 40単位	10円	



介護予防ケアマネジメント費

利用者区分	単位数	1単位の単価(東郷町)
介護予防ケアマネジメント費(A ・ B)	1月あたり 430単位	7級地 10.21円
初回加算	300単位	

※介護予防支援費については、従来どおり。

1つでも介護予防給付サービスの利用がある月は介護予防支援費を請求するが、ない場合は介護予防ケアマネジメント費を請求することとなる。

同一の方であっても、例えば福祉用具貸与を開始・中止することで、月によって介護予防支援費となったり、介護予防ケアマネジメント費となったりする可能性がある。



要介護認定に係る有効期間の見直しについて

総合事業を実施する市町村は、更新申請時の要介護認定に係る有効期間を一律に原則12か月、上限24か月に延長することが認められています。東郷町は、有効期間の開始が7月1日以降の方から、更新について原則一律24か月を設定します。

申請区分		今まで		これから	
		原則	可能な設定	原則	可能な設定
新規申請		6か月	3か月～12か月	6か月	3か月～12か月
区分変更申請		6か月	3か月～12か月	6か月	3か月～12か月
更新申請	支援→支援	12か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	支援→介護	6か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	介護→支援	6か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	介護→介護	12か月	3か月～24か月	12か月	3か月～24か月



今後の予定

- 平成28年3月24日 介護予防・日常生活支援総合事業説明会(第1回)
- 5月以降 6月認定有効期間終了者 更新申請受付
要支援者→サービス事業対象者への対応開始
- 5月中 介護予防・日常生活支援総合事業説明会(第2回)
- 6月中 総合事業事業者指定
現行相当サービス(みなし以外)
基準緩和の訪問型・通所型サービス
サービスコード等HPにて公表
- 7月1日 総合事業開始
- 8月10日まで 7月分サービス請求





**東郷町福祉部長寿介護課
介護予防係・介護保険係
TEL:0561-38-3111 FAX:0561-38-7932
E-mail:tgo-kaigo@town.aichi-togo.lg.jp
住所:東郷町大字春木字羽根穴1番地**